

助かるいのちを確実に助けるために

～災害時の医療救護体制～

大規模な地震災害などが発生した場合、多くの負傷者の発生が予想されるため、市では『医療救護計画』に基づき、1人でも多くの方の命を救うことができるように『救護所』を開設して対応にあたります。

「けがをしたら、どこに行けばいいの?」・「救護所で対応できない症状の場合はどうなるの?」など、災害発生時の医療救護体制についてお知らせします。

健康づくり政策課健康企画室 ☎44-3138

災害時の医療救護活動の目的

同時に多くの負傷者が発生することが予想される災害時には、『救護所』などでトリアージ(けがの程度や緊急度により、治療や搬送の優先順位を決める振り分け作業)や応急処置・搬送手続きが行われます。

こうした災害時の医療救護活動では、救命の可能性が高い負傷者を優先して処置することで、1人でも多くの命を助けることが重視されます。

災害で負傷…、まずは『救護所』へ

災害が発生した場合、袋井市医師会・警周歯科医師会袋井支部・小笠袋井薬剤師会などの協力により、医師・歯科医師・薬剤師・災害時看護ボランティアなどの医療従事者が市内7か所の『救護所』に参集し、トリアージや重症者の応急処置などの医療救護活動を行います。

なお、「震度6弱」以上の地震が発生した場合、医療従事者は自動参集して救護所が開設されることとなります。

災害で負傷した場合には、まずは最寄りの救護所へ向ってください。軽症の方はそのまま救護所で処置を受け、重症の方は救護所での応急処置の後、『救護病院』に搬送されて治療を受けることとなります。

☆『救護所』・『救護病院』の設置場所・担当地区は、次ページをご覧ください。

最も重要なのは、けがをしないこと!

『救護所』や『救護病院』では、医薬品や医療従事者が不足する中で多くの負傷者の治療などを行うことになるため、大変な混乱が予想されます。

また、東日本大震災のように、災害がこれまでの想定を上回る規模で発生し、行政の力だけでは対応できないことがあります。そのため、まずは「自分の身は自分で守る」ことが最も重要となります。

災害が発生した際にけがをすることがないように、日ごろから次のような備えをしておきましょう。

大規模災害により、多数の負傷者が発生

自主防災隊、消防団、消防本部による搬送

救護所(市内7か所)

1 袋井南救護所(高南小)、2 袋井西救護所(袋井西小)、3 袋井北救護所(袋井北小)、4 袋井東救護所(袋井東小)、5 山梨救護所(山名公民館)、6 浅羽北救護所(浅羽北公民館)、7 浅羽南救護所(浅羽南小)

自主防災隊、消防団、消防本部による搬送

救護病院兼災害拠点病院(中東遠総合医療センター)

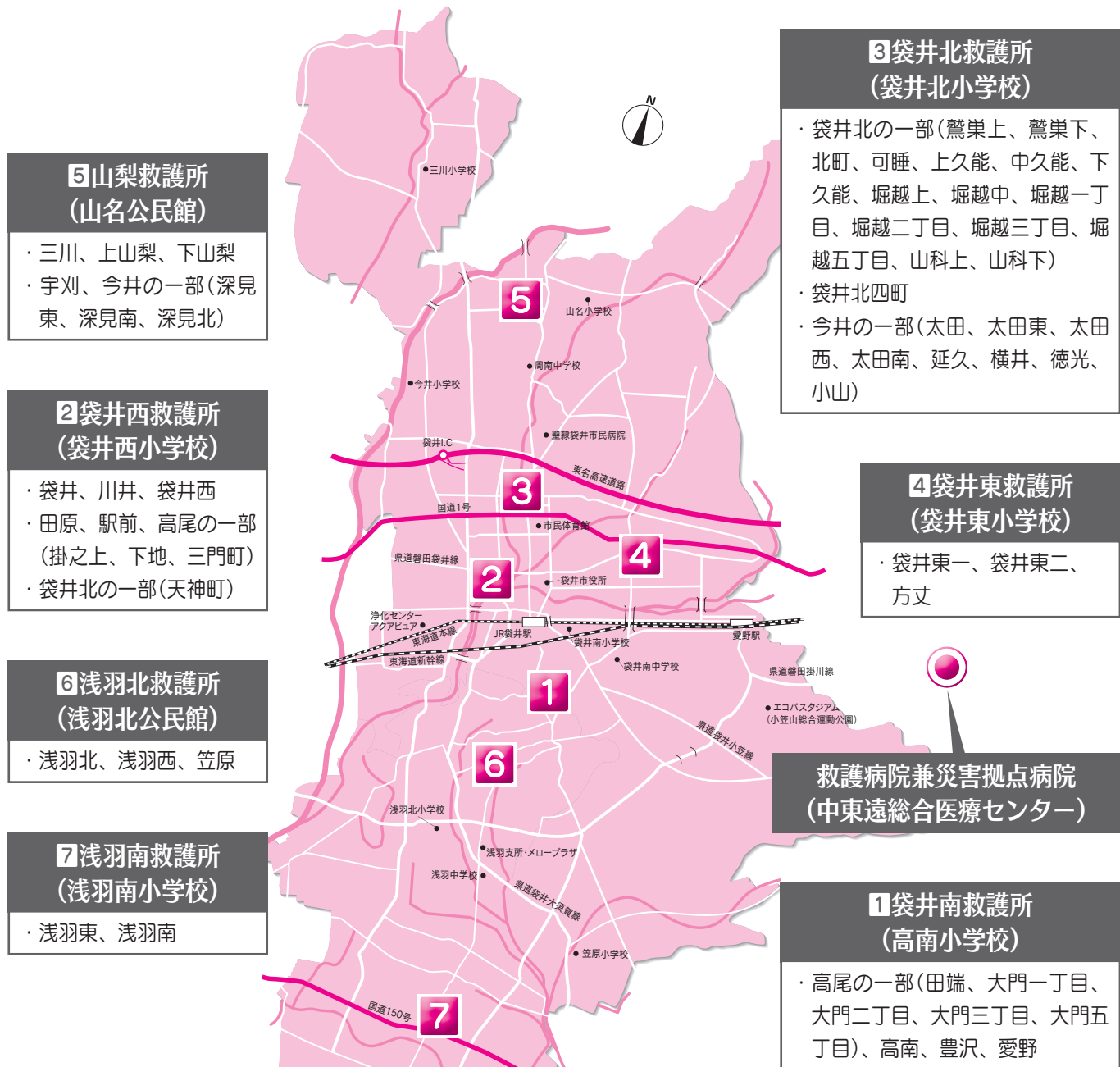
大型ヘリコプター、航空機による広域搬送

被災地以外の病院



救護所従事者研修会の様子

- 1 住宅の耐震化やガラスの飛散防止対策を行いましょう。
- 2 割れたガラスなどを踏んでけがをしないように、常に身近なところにスリッパや上履きを置いておきましょう。
- 3 また、家具類の固定をしたり、寝室に背の高い家具を置かないようにしましょう。
- 4 市販の常備薬や普段服用している薬を備蓄しておきましょう。
- 4 お住まいの地区の避難所や救護所の場所と、安全な移動経路を確認しておきましょう。



医療救護施設(救護所・救護病院)位置図

※各救護所の下の枠に表示されている名称は、各救護所が担当する自治会連合会名(自治会名)です。

災害時看護ボランティアを募集しています！

◇災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に行うためには、多くの医療従事者の力が必要となります。このため、市では、救護所での医療救護活動をお手伝いいただく「災害時看護ボランティア」を募集しています。皆さんの協力が、1人でも多くの命を救うことにつながります。是非、登録をお願いします。

募集対象 看護師・准看護師・助産師・保健師の資格をお持ちの方または、そのほか医療関係の資格をお持ちの方

活動内容と役割 トリアージ補助・軽症患者の処置・記録作成など、医療救護活動全般

活動場所 原則として、自宅から最も近い救護所 **活動期間** 災害発生からおおむね3日間

登録方法 電話または、ファクス、Eメールでご連絡ください。登録書をお送りします。

☎健康づくり政策課健康企画室 ☎44-3138 FAX44-3117 ✉kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp